

水産庁 「漁港漁場関係工事積算基準（平成28年3月）」	兵庫県が実施する水産庁所管の 水産関係工事の積算に係る読み替え	備考																														
<p>(4) 車中および船中泊 旅程が長距離に亘り、車中泊が必要な場合に限り乙地方相当の宿泊費を計上することができる。船中泊の場合は、宿泊費は積算せず船賃に食費が含まれていない場合に限り食卓料を計上することができる。</p> <p>(5) 滞在日額旅費 目的地に到着した日の翌日から同地を出発する日の前日までの期間については、下記による。</p> <table border="1" data-bbox="177 660 743 759"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>職 種</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30日未満</td> <td></td> <td>8,509円/日</td> <td>8,509円/日</td> <td>6,861円/日</td> <td>1~29日 29日間</td> </tr> <tr> <td>30日以上60日未満</td> <td></td> <td>7,648円/日</td> <td>7,648円/日</td> <td>6,175円/日</td> <td>30~59日 30日間</td> </tr> <tr> <td>60日以上</td> <td></td> <td>6,805円/日</td> <td>6,805円/日</td> <td>5,490円/日</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 上表中の金額は、消費税を含まない額である。</p> <p>(6) 鉄道料金は、下記による。</p> <table border="1" data-bbox="177 851 743 938"> <thead> <tr> <th>職 種</th> <th>急 行 ・ 特 急 料 金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td rowspan="3">片道50km以上 100km未満は普通急行料金、片道 100km以上は特別急行料金とする。</td> </tr> <tr> <td>B</td> </tr> <tr> <td>C</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 1. 急行・特急料金は、急行・特急を運行している路線の場合に適用する。 2. 急行・特急料金のキロ数は、急行・特急の運行区間を対象とする。</p>	期間	職 種	A	B	C	摘 要	30日未満		8,509円/日	8,509円/日	6,861円/日	1~29日 29日間	30日以上60日未満		7,648円/日	7,648円/日	6,175円/日	30~59日 30日間	60日以上		6,805円/日	6,805円/日	5,490円/日		職 種	急 行 ・ 特 急 料 金	A	片道50km以上 100km未満は普通急行料金、片道 100km以上は特別急行料金とする。	B	C	<p>— (適用しない)</p>	<p>【第2部】 p.1-1-6</p>
期間	職 種	A	B	C	摘 要																											
30日未満		8,509円/日	8,509円/日	6,861円/日	1~29日 29日間																											
30日以上60日未満		7,648円/日	7,648円/日	6,175円/日	30~59日 30日間																											
60日以上		6,805円/日	6,805円/日	5,490円/日																												
職 種	急 行 ・ 特 急 料 金																															
A	片道50km以上 100km未満は普通急行料金、片道 100km以上は特別急行料金とする。																															
B																																
C																																
「公共工事設計労務単価」等	「兵庫県積算単価表」等	【第2部】 p.2-1-2 (1) 人件費 ②賃金																														
支出負担行為担当官（代理官、分任官を含む）	「兵庫県積算単価表」等	【第2部】 p.2-1-2 (2)材料費 他																														
「船舶および機械器具等の損料算定基準」および「測量器械損料」	「土木工事標準積算基準書（機械損料編）」	【第3部】 p.2-1-2 (3)機械経費 ②機械器具損料 他																														
「船舶および機械器具等の損料算定基準」	「土木工事標準積算基準書（機械損料編）」等	【第2部】 p.2-542 2-2-1 調査業務費 (3)機械経費 ②機械器具損料																														
イメージアップ経費	現場環境改善費	【第1部】 p.1-2-1 2.積算価格の構成 他																														